

倉敷市自治組織集会施設家賃補助金交付要綱

平成11年3月26日

告示第127号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治組織(町内会、自治会その他の住民による組織をいう。以下同じ。)が集会施設(近隣社会活動の場としての建物をいう。以下同じ。)を借り上げる場合において、自治組織に対し、予算の範囲内において交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、家賃とは、集会施設を所有する者との賃貸借契約に基づき自治組織が集会施設を借り上げる対価として所有者に支払う金銭であって、次に掲げる経費を除くものをいう。

- (1) 集会施設の賃貸借契約に係る敷金、権利金その他これらに類する費用
- (2) 建物修繕費、共益費その他の維持管理費

(補助対象施設)

第3条 補助金の交付の対象となる施設は、次の各号のいずれにも該当する集会施設とする。

- (1) 自治組織が借り上げたものであって、住民福祉及び住民のふれあいに寄与するもの
- (2) 会議及び集会に必要な施設を備えたもの
- (3) 借上げについて、自治組織の加入者の大多数が同意したもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家賃の2分の1とし、1年度当たり120,000円を限度とする。
- (2) 年度の途中において新たに契約を締結し、又は解約した場合は、実借上げ月数に対応する家賃の2分の1とし、120,000円に実借上げ月数を乗じた後、12で除して得た金額を1年度当たりの限度とする。ただし、借上げ期間のうち1月未満の部分については、切り捨てるものとする。
- (3) 前2号の規定により得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付は、集会施設を借り上げる自治組織を対象とし、その代表者に対し

て支払う。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治組織の代表者は、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 位置図(付近見取図及び平面図)
- (4) 家屋登記簿謄本又は市長がそれと同等であると認める文書
- (5) 賃貸借契約書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査等)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合は、必要な書類の審査及び現地調査を行い、補助金の交付(不交付)を決定する。

(実績報告)

第8条 補助事業者(補助金の交付決定を受けた自治組織をいう。以下同じ。)は、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 集会施設利用状況報告書
- (2) 集会施設家賃補助事業収支決算書
- (3) 集会施設借上げに係る領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(帳簿の保存)

第9条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該事業終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日より施行する。